TMBニュース

税理士法人 トータルマネジメントブレーン　URL: http://www.tsubota-tmb.co.jp/　平成25年12月15日発行
有 限 会 社トータルマネジメントブレーン　Mail: tmb@tkcnf.or.jp　担当：
【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 ｱｸﾃｨ南森町 6F　TEL：06-6361-8301　FAX：06-6361-8302
【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ 3 号館 3F　TEL：03-6231-1576　FAX：03-6231-1577

平成２６年度税制改正大綱　PartⅣ．資産課税（譲渡所得）

１．譲渡損失について、他の所得と損益通算及び雑損控除を適用できない資産の範囲の拡大案

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（**ゴルフ会員権、リゾート会員権等**）を加える。
適用開始時期：平成 26 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡等について適用。

２．相続財産に係る譲渡所得の課税の特例についての縮減案

①相続税の申告期限後3年内に相続財産である土地等を譲渡した場合の特例について、当該土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、その者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額から、その**譲渡した土地等に対応する相続税相当額**とする。

【改正案イメージ】

A・B・C相続取得土地の内、A土地のみを譲渡した場合

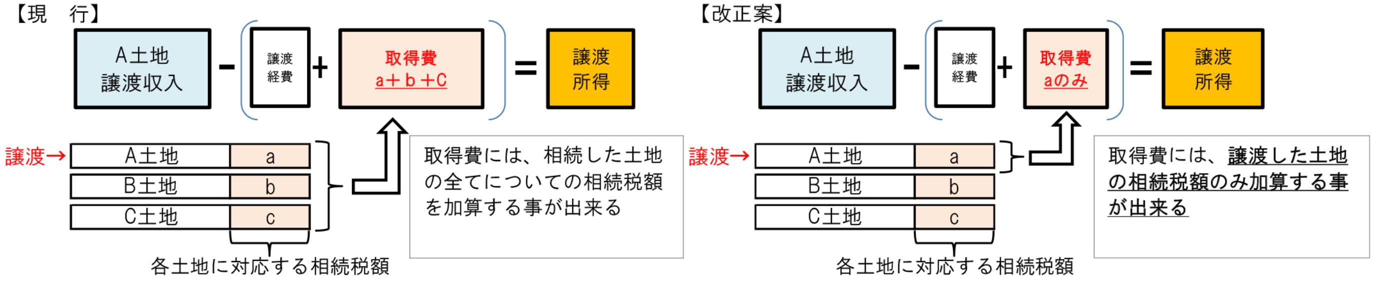

②相続財産を譲渡した場合の取得費の特例について、次のとおり現行の取扱いを法令に規定する。

イ 適用対象者の範囲に、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けていた個人で、当該非上場株式等の贈与者の死亡によって当該非上場株式等を相続により取得した者とみなされるものを加える。

ロ 計算の基礎となる相続税額について、次のとおりとする。

（イ）農地等についての相続税の納税猶予等の規定の適用があった場合には、その適用後の相続税額とする。

（ロ）相続税の修正申告により相続税額が異動した場合には、当該修正申告後の相続税額とする。

ハ 対象となる相続財産には、相続財産である土地等に係る換地処分により取得した土地等を含むこととする。

ニ 対象となる相続財産の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産の貸付けを含むこととする。

ホ 同一年中に複数の相続財産の譲渡をした場合において、譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額は、当該譲渡をした資産ごとに計算することとする。

適用開始時期：①については、平成 27 年 1 月 1 日以後に**開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合に**ついて適用する。②については適用開始時期が明示されていない。